

皆さんをご覧ください。

東京社会保険協会

社会保険新報

10

OCTOBER

平成29年/No.804

旧芝離宮恩賜庭園（港区海岸）



目次

- 協会けんぽ東京支部からのお知らせ
 - ・ 特定保健指導をご利用ください！／2
 - ・ 保健指導に関する個人情報
事業所と共同利用します／3
- 日本年金機構からのお知らせ
 - ・ 社会保障協定／4
 - ・ 11月は「ねんきん月間」です／5
 - ・ 国民年金ひとことメモ／5
- フィオーレ健診クリニックからのお知らせ
 - ・ オリジナル差額人間ドックのご案内／6
- 東京社会保険協会からのお知らせ
 - ・ 会員特典のご案内／7
 - ・ 東京社会保険協会 新規入会のご案内／7～8
- ずいそう
 - ・ 東西南北／8

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

協会けんぽの加入者と事業主の皆様へ

特定保健指導をご利用ください！

協会けんぽでは、健診の結果から、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣の改善が必要と判定された40歳から74歳の方に、特定保健指導を実施しています。皆様の健康の保持増進のために、ぜひお役立てください。

特定保健指導とは？

将来、生活習慣病（心筋梗塞・狭心症、脳梗塞・脳出血など）を発症する可能性が高いと考えられる方に対して、生活習慣の改善のために保健師や管理栄養士が、6か月間、健康づくりをサポートします。

内臓脂肪蓄積の程度（腹囲やBMI）とリスク要因（高血圧・高血糖・脂質異常）の数や喫煙の有無から対象者を判定します。

高血圧 高血糖 脂質異常



40歳から74歳の被保険者（加入者ご本人）

協会けんぽの保健師や管理栄養士が、お勤め先の事業所または協会けんぽ東京支部健康相談室で、特定保健指導を実施します。

受診した健診機関が特定保健指導を実施する場合があります。いずれも費用は無料です。

40歳から74歳の被扶養者（加入者ご家族）

特定保健指導の対象となった方のご自宅に、「特定保健指導利用券」を送付します。指定実施機関で、特定保健指導をご利用ください。

費用の一部を協会けんぽが補助します。

特定保健指導は、こんな効果があります

体験者の感想

体重が3kg減りました。サポート期間中によりアドバイスを受け、6か月間続けることができました。今も継続して気をつけています。



53歳・男性

毎日仕事が忙しく、昼間は電話に出られない私にとって、文書でのアドバイスはとても助かりました。

今のままではダメだと思いつつ、時間がないし、まだ大丈夫だと理由をつけていました。特定保健指導をきっかけにやる気を起こさせてもらい、私も家族も感謝しています。

ここで特定保健指導を実施！

健診結果	健診1回目	健診2回目	健診3回目
体重	65.4kg	61.1kg	61.0kg
腹囲	88.0cm	81.5cm	81.5cm
血圧	130/77	138/70	126/78

特定保健指導後の健診結果を見ると、メタボから脱出し、よい結果が維持されています。

特定保健指導に関するお問い合わせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）東京支部 保健グループ

〒164-8540 中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階

電話 **03-6853-6599** かけ間違いが多数発生しています。ご注意ください。

協会けんぽのホームページもご覧ください。

協会けんぽ

検索



協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部健診専用ダイヤル（TEL 03-6853-6599）まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

保健指導に関する個人情報 事業所と共同利用します



平成29年5月に改正個人情報保護法が施行され、健診結果に基づいて実施される保健指導の情報は、新たに「要配慮個人情報」と位置づけられ、より慎重な取り扱いが求められるようになりました。

保健指導をご案内する際は、これまでどおり、対象となる被保険者（加入者ご本人）に関する書類を事業主様宛に送付いたしますが、要配慮個人情報については、次のとおり取り扱います。ご理解とご協力をお願いします。

保健指導に関する個人情報の共同利用について

全国健康保険協会では、全国健康保険協会の保健師・管理栄養士が事業所にお伺いし、保健指導を行うにあたり、個人情報（保健指導対象者のお名前、特定保健指導支援コース）について、事業所にお知らせし、保健指導の勧奨及び日程調整をしていただくために、それらの情報を共同利用します。

なお、個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意なく個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、第23条第5項第3号において、特定の者との間で共同して利用される個人データについては、個人データを共同で利用すること、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理責任者の氏名又は名称、について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データの提供を受ける者は第三者に該当せず、個人情報取扱事業者は、本人の同意を得なくても、個人データを提供することができるかとされています。

以上により、全国健康保険協会と事業所は、加入者（従業員）の保健指導に関する個人情報（保健指導対象者のお名前、特定保健指導支援コース）を共同利用します。

1. 共同利用する個人情報（個人データ）の項目

保健指導対象者のお名前、該当する特定保健指導支援コース

※健診結果データ及び相談内容は含みません。

2. 共同利用者の範囲

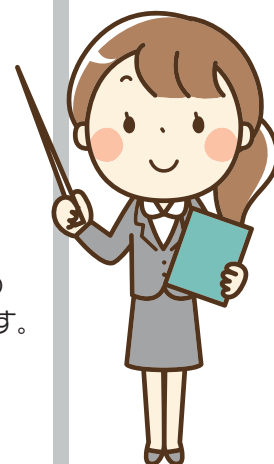
保健指導対象者が勤務する全国健康保険協会適用事業所と全国健康保険協会

3. 共同利用目的

適用事業所としては健康経営の推進のため、全国健康保険協会としては加入者の健康の保持増進の促進のため、協力して保健指導を進めることを目的としています。

4. 個人情報の管理についての当協会における責任者

全国健康保険協会 東京支部



※共同利用を希望されない場合は、全国健康保険協会（協会けんぽ）東京支部まで、所定の用紙でお申し出ください。
(http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tokyo/cat040/tokuho_kyoudouriyou)

従業員の皆様の健康の維持・増進は、**生産性の向上や企業のイメージアップ**にもつながります。また、保健指導は、**健康経営®**を推進する意味でも有効なものと考えています。

保健指導に関する個人情報の共同利用または保健指導の実施について、ご理解とご協力をお願いします。

*健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部(TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」)まで

社会保障協定

国際的な交流が活発化する中、企業から派遣されて海外で働く人や将来を海外で生活する人が、年々増加しています。

海外で働く場合は、**働いている国の社会保障制度に加入**する必要があり、日本の社会保障制度の保険料と二重に負担しなければならないケースが生じます。また、日本や海外の年金を受け取るためには、一定の期間、その国の社会保障制度に加入しなければならない場合があるため、保険料の掛け捨てになってしまうこともあります。



社会保障協定の2つの目的

二重加入の防止

保険料の二重負担を防止するために、加入する社会保障制度を2国間で調整する。

年金加入期間の通算

保険料の掛け捨てとならないために、日本の年金加入期間を協定相手国の社会保障制度に加入していた期間とみなして取り扱い、協定相手国の年金を受給できるようにする。

各国との社会保障協定の発効状況

2017年1月現在、日本は20か国と社会保障協定を署名し、うち17か国分を発効しています。締結の目的である、保険料の二重負担防止および年金加入期間の通算は、**日本とこれらの国の間でのみ有効**となります。ただし、イギリス、韓国、イタリアについては、「保険料の二重負担防止」のみとなります。

協定が発効済みの国	ドイツ イギリス 韓国 アメリカ ベルギー フランス カナダ オーストラリア オランダ チェコ スペイン アイルランド ブラジル スイス ハンガリー インド ルクセンブルク
署名済み未発効の国	イタリア フィリピン スロバキア

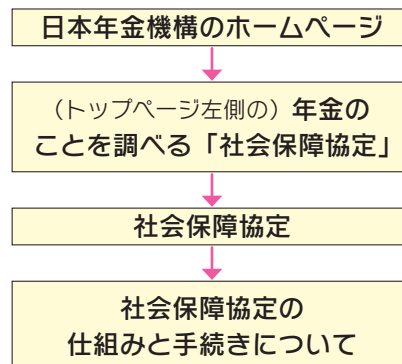
社会保障協定の取り扱いと手続き

社会保障協定の内容は、基本的にそれぞれ同様の取り扱いとなっています。ただし、協定相手国の社会保障制度の内容や申請者の状況等により、取り扱いが異なる場合があります。詳細は、左下の表もしくは日本年金機構のホームページで確認してください。【2017年9月現在】

●表の **■** の項目をクリックすると、該当するページを閲覧できます

二重加入の防止	年金加入期間の通算
サラリーマンの方 自営業の方	過去に日本と協定相手国と両方の年金制度に加入していたことがある方
日本から協定相手国で働く場合 ■ 加入すべき社会保障制度 ■ 手続き	■ 協定相手国の年金支給の特例 ■ 協定相手国の年金申請の方法
協定相手国から日本で働く場合 ■ 加入すべき社会保障制度 ■ 手続き	■ 日本の年金支給の特例 ■ 日本の年金申請の方法

●次の方法でも、左の表を閲覧できます



注意! 日本の年金制度の加入者が、一時的（5年を超えない期間）に日本から協定相手国に派遣されて就労する場合、協定相手国の社会保障制度への加入を免除されるためには、日本の年金制度に加入していることを証明する「**適用証明書**」の交付を受ける必要があります。

「適用証明書」の申請は、日本の適用事業所の事業主が、年金事務所に「適用証明書交付申請書」を提出してください。協定相手国によっては注意事項があります。詳細は、[日本年金機構のホームページ](#) → [年金のことを調べる「社会保障協定」](#) → [社会保障協定](#) → [協定相手国別の注意事項](#) で、知りたい協定相手国の状況を確認してください。



日本年金機構からの **お知らせ**
Japan Pension Service

11月は「ねんきん月間」です

日本年金機構では、国民の皆様にご公的年金を身近に感じていただき、年金制度に対する理解を深めていただけるよう、厚生労働省と協力して、今年も**11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の周知・啓発活動**を行います。

また、**11月30日（いいみらい）「年金の日」**には、インターネットサービス「ねんきんネット」等を活用して、年金記録や年金受給見込額を確認し、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただけるよう呼びかけていきます。

「ねんきんネット」の詳細は、操作方法等も含め、日本年金機構のホームページをご覧ください。



「ねんきん月間」の主な取り組み

- 教育機関での年金セミナーやチラシの配付
- 商業施設等での出張年金相談
- 年金委員研修会の開催

国民年金ひとことメモ

国民年金の任意加入制度に関して

やむを得ない事情により、国民年金保険料を納められなかった期間や国民年金に加入していなかった期間があると、その期間に応じて年金額が少なくなります。そこで国民年金には、**本人の申出により、60歳以上65歳未満の5年間に国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる任意加入制度**が設けてあります。

一方、平成29年8月1日に、「年金機能強化法」の改正法が施行され、**年金の受給資格が、25年から10年に短縮**されました。

任意加入制度で国民年金保険料を5年間納めても受給資格（25年）に届かなかった人も、**60歳までに5年以上の納付等の実績**があれば、この任意加入制度を使って**不足している期間の国民年金保険料を納付**することで、受給資格が得られます。また、それでも受給資格の期間が不足している場合は、任意加入制度の特例である**高齢任意加入被保険者（65歳以上70歳未満）**として、お近くの年金事務所等にご相談ください。

任意加入の条件や手続き等は、次のとおりです。

任意加入の条件 → 次の①～④のすべての条件を満たす人

- ① 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
- ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない人
- ③ 20歳以上60歳未満で国民年金保険料の納付月数が480月未満の人
- ④ 厚生年金保険に加入していない人

毎月の国民年金保険料 → 月額16,490円（平成29年度）

納付方法は、口座振替となります。前納制度もあります。

任意加入の手続き → 本人が住んでいる区市町村の国民年金担当窓口

「年金手帳」「預貯金等の通帳」「印鑑（金融機関届出印）」「身分を確認できるもの（運転免許証、健康保険証、パスポート等）」を持参してください。加入日は、申出を行った日となります。



ご不明な点は、お住まいの区市町村の国民年金担当窓口もしくは年金事務所へお問い合わせください。

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック**  からのお知らせ

協会けんぽの生活習慣病予防健診受診対象の方へ

オリジナル差額人間ドックのご案内



協会けんぽ（全国健康保険協会）にご加入の方で、生活習慣病予防健診（一般健診）よりも詳しい検査をご希望の場合は、協会けんぽの補助を利用したお得な差額人間ドックをおすすめします。

健康保険組合にご加入の方は、検査項目や料金等が異なります。各健康保険組合にお問い合わせください。

差額人間ドックを受診された方には

- 健診当日、医師による結果説明をいたします（土曜日を除く）。
- お食事券（グルメカード）と周辺の『お食事処のご案内』を差し上げます。

対象者 平成29年度中に、**35歳以上74歳以下の被保険者の方**（75歳になる方は誕生日の前日まで）
付加健診および差額人間ドックCは、40歳・50歳になる被保険者の方のみです。

差額人間ドックA

付加健診と同様の検査項目です。

総額 27,950円（税込）のところ **受診者負担 16,466円**（税込）
生活習慣病予防健診 受診者負担分 7,038円（税込）＋差額分 9,428円（税込）

差額人間ドックB

差額人間ドックAにさらに検査項目を追加。よりきめ細やかなチェックを受けられます。

総額 34,560円（税込）のところ **受診者負担 23,076円**（税込）
生活習慣病予防健診 受診者負担分 7,038円（税込）＋差額分 16,038円（税込）

差額人間ドックC

付加健診対象の方のみ。差額人間ドックBと同様の検査項目です。

総額 34,560円（税込）のところ **受診者負担 18,362円**（税込）
付加健診 受診者負担分 11,752円（税込）＋差額分 6,610円（税込）



健診コース		生活習慣病 予防健診	付加健診	差額 人間ドックA	差額 人間ドックB	差額 人間ドックC
受診者負担（税込）		7,038円	11,752円	16,466円	23,076円	18,362円
検査項目	診察 身体計測 血圧測定 尿便潜血反応 血液（採血） 心電図 胸部・胃部レントゲン	生活習慣病予防健診 7,038円				
	眼底 肺機能 腹部超音波 尿沈渣 血液学的・生化学的検査	—	付加 4,714円	差額 9,428円	差額 16,038円	付加 4,714円
	B型肝炎 梅毒 炎症性反応 前立腺（PSA）※男性のみ	—	—	—		差額 6,610円

胃部レントゲン（バリウム）から胃カメラ（内視鏡）に変更される場合、差額料金 5,400円（税込）の追加で承ります【事前予約制】。
被扶養者の方にも、被扶養者ドックA・Bの健診コースがあります。ご予約の際はお問い合わせください。

次号（11月号）は、オプション検査（肺CT・胃カメラ）についてご案内する予定です。

フィオーレ健診クリニック

大江戸線「東新宿」駅 A2出口 から徒歩 1分
副都心線

健診予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211
お問い合わせ TEL 03-5287-6217

電話受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日健診実施日 9:00～12:00

健康診断およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。



東京社会保険協会 からのお知らせ

会員特典のご案内

東京社会保険協会では、会員事業所の皆様に各種特典をご用意しています。
平成29年度後半の事業予定等は、次のとおりです。ぜひご利用ください。

特典を受けるには、**新規加入または会員事業所としての会費の納入が必要です。**

詳細は、11月発行（予定）の『協会だより』（No.39）をご覧ください。

*『協会だより』（No.39）は、平成29年度の会費を納入された会員事業所のみへ発送します。
協会費の振込みがお済みでない事業所は、納入をお願いします。



今後の事業予定

講習会

- 60歳からの雇用保険・社会保険等の手続き講習会
平成30年2月22日（木） ■午後 2月23日（金） ■午前 ■午後 *全3回。各回内容は同じです。

●会員健診

実施期間	平成29年12月～平成30年3月		
施設	フィオーレ健診クリニック		
	契約健診機関	鶯谷健診センター 葛飾健診センター 健診プラザ日本橋 健診プラザ両国 八王子健康管理センター	
健診コース・料金（税込）	会員ドック	30,240円	（通常価格 37,800円）
	会員定期健診	8,640円	（通常価格 9,720円）

健康 検査



●脳検査・レディース検査・上腹部検査・心臓ドック

検査場所	コース・料金（税込） *平成30年3月末まで特別料金で実施		
メディカルスキャニング （都内10か所）	MRI脳検査	32,000円	MRIレディース検査 31,000円
	MRI上腹部検査	36,000円	
心臓画像クリニック飯田橋	心臓ドック	124,000円	心臓ドック+脳検査 155,000円
A I C 八重洲クリニック	心臓プレミアム	79,000円	心臓プレミアム+頭部MRI 99,000円

鑑賞会

- 国立能楽堂「野村萬斎 新作狂言」 平成29年12月23日（土・祝） 夜の部 18時30分開演
- 浅草公会堂「新春浅草歌舞伎」 平成30年 1月 6日（土） 第二部 15時開演
1月 7日（日） 第一部 11時開演
- 明治座「コロッセ特別公演」 平成30年 2月11日（日） 11時開演

東京社会保険協会 新規入会のご案内

本会は、社会保険事務講習会・セミナー、契約宿泊施設の利用補助、レジャー施設の割引、各種健康診断等の健康増進事業を通じ、社会保険制度の周知と健康づくりのお手伝いをしています。

これらの事業は、年1回お願いしている会費を唯一の財源として実施しています。

充実した内容の多彩な特典をそろえて、入会をお待ちしています。

特典案内 <http://www.tosyakyō.or.jp/shibu/index.html>

下の「入会申込書」を印刷して、必要事項を記入し、**FAX (03-3209-1759)** でお申し込みください。

「入会申込書」到着後、「会費納入払込用紙」等を事業所宛にお送りします。

**新規入会の事業所限定
社会保険事務講習会を開催！**
詳細は、8ページをご覧ください。

入会申込書

(ふりがな) 事業所名	(ふりがな) ご担当者名
(ふりがな) 事業所所在地	被保険者数 名
TEL	FAX
	E-mail

新規入会事業所限定！ 社会保険事務講習会 を開催します

今年度、新規に東京社会保険協会に入会された事業所の社会保険事務担当者を対象に、講習会を開催します。社会保険の仕組みが短時間で学べる、実務に即した講習会です。ぜひご参加ください。

開催日時	平成29年11月10日(金) ■13時30分～16時
講師	特定社会保険労務士 石和 信人 氏 (いしわ社会保険労務士事務所)
会場	電設年金会館 地下1階会議室(新宿区大久保2-8-3)

参加費は無料！



講習会のテキスト(右)を参加者全員に配付！



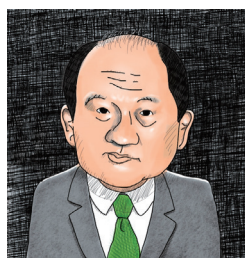
申込方法等の詳細は、「新規入会事業所限定 社会保険事務講習会」をご覧ください。[URL] <https://fofa.jp/tosyaky/a.p/201/>

お問い合わせは、東京社会保険協会 会員事業グループ TEL 03-5292-3596



あなたは大丈夫？

編集委員 植西 信博



社会保険関係の仕事に従事して早くも25年、その間には、総人口に対する65歳以上の高齢者が占める割合が14%を超えて高齢社会となり、さらにどんどん進み、昨年9月の総務省の発表では、高齢化率は26.7%と世界保健機構や国連の定義である21%を超えて

超高齢社会となっています。高齢化進行の速さもあって、昨今では、制度の歪みの是正と社会保障制度を守ることと相俟って、厚生年金保険の制度面の改定が毎年のように実施され、うっかりしていると大変なミスを犯しかねません。

たとえば、総報酬制の導入により、賞与分の厚生年金保険料を徴収することになった平成15年度の制度改定では、社会保険事務所(当時)に賞与の届出を失念した事業者が多くありました。現在でも未届けが散見されますが…。

日本年金機構から送られてくる「ねんきん定期便」により、賞与の記録が漏れていると被保険者からの申し出があり、未届けが判明するケースも発生しています。

あるケースでは、未届けのまま2年以上が経過しているために、賞与から保険料が控除されているにもかかわらず、年金事務所に保険料が納入されず、年金記録にも反映されていません。保険料の納入のためには、事業者または被保険者が、厚生年金特例法の年金記録訂正の請求をしなくてはなりません。

事業者が、賞与の支給年月日と正しい保険料率により、控除したことのわかる明細などの確認書類を提出すれば、年金事務所で判断し、厚生年金特例法による年金記録訂正と保険料の追納手続きがとられます。しかし、勤めていた企業が倒産している場合や上記を確認するための書

類を紛失していたために、事業者側から賞与の保険料が控除されていたことを証明できないことがあります。この場合には、被保険者自身が、年金事務所を通じて地方年金記録訂正審議会に年金記録訂正の請求を行い、審議会の判断を待たなければなりません。

その際に、申請する被保険者が提出する給与および賞与の支払明細書と、振り込まれていた預金通帳の写しが、年金記録訂正を承認するうえで重要な判断材料になりますので、次のポイントに注意してください。

また、平成29年度の制度改定で、年金の受給資格要件が25年から10年に短縮されたことにより、年金受給の該当者には日本年金機構から案内が送られています。案内が送られてこない10年未満で年金を受給できないとあきらめていた方の場合でも、企業に勤めていた時期の記録があれば、未統合の年金記録統合となり、今回の10年に該当する場合もありますので、今一度ご自身の過去を振り返ってみる必要があると思います。

個人ができる重要なポイント

1. 給与および賞与の支払明細書は、すべて大切に保管する
2. 振り込まれたことがわかる預金通帳は、破棄せず保管する

【預金通帳に対する注意】

- 1か月に1回は必ず記帳する。
- 合算記帳をしないように銀行窓口で手続きする。
- 入出金が記入された取引明細の保存年数は、銀行によって異なるが、概ね10年間で破棄処分されることになるため、預金通帳に合算記帳されたものがあれば、その明細をもらって保存しておくことが大切。